

## 第5章 食品ロス削減推進計画

### 第1節 食品ロス削減の背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品です。

農林水産省の発表では、令和3年度（2021年度）の食品ロス量推計値は、523万トンとなり、このうち、事業系食品ロス量は279万トン、家庭系食品ロス量は244万トンで、国民1人当たりの食品ロス量は、1日約114g、年間約42kgと推計されています。

平成27年（2015年）9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）のターゲットの1つに、令和12年（2030年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させることが盛り込まれるなど、国際的な食品ロス削減の機運が近年高まっています。

こうした近年の食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立（同年10月1日施行）し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。また、令和2年（2020年）3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえて、都道府県及び市町村は、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めなければならないとされています。

食品ロスの削減に関する具体的な数値目標として、家庭系食品ロスは「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年（2018年）6月閣議決定）、事業系食品ロスは「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年（2019年）7月）において、共に平成12年度（2000年度）比で令和12年度（2030年度）までに半減させることと、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする、という目標を設定しています。

本計画は、第1章第2節の計画の位置づけにある各上位計画の他、「千葉県食品ロス削減推進計画」、「柏市食品ロス削減推進計画」を踏まえ策定します。

## 第2節 食品ロスの現状

家庭系食品ロスは、一般家庭から出る食品ロスを指します。家庭からの食品ロスの要因は、野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」、料理を作りすぎたりして残る「食べ残し」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。

令和5年度（2023年度）に実施した「燃やすごみ組成調査」による構成団体及び組合の食品ロス発生量は図5-2-1～3に示すとおりです。

### (1) 柏市（沼南地域）

柏市（沼南地域）における燃やすごみに含まれる家庭系可燃ごみのうち、過剰除去が0%、食べ残しが0.9%、直接廃棄が4.8%で、「食品ロス」合計で5.7%となっています。

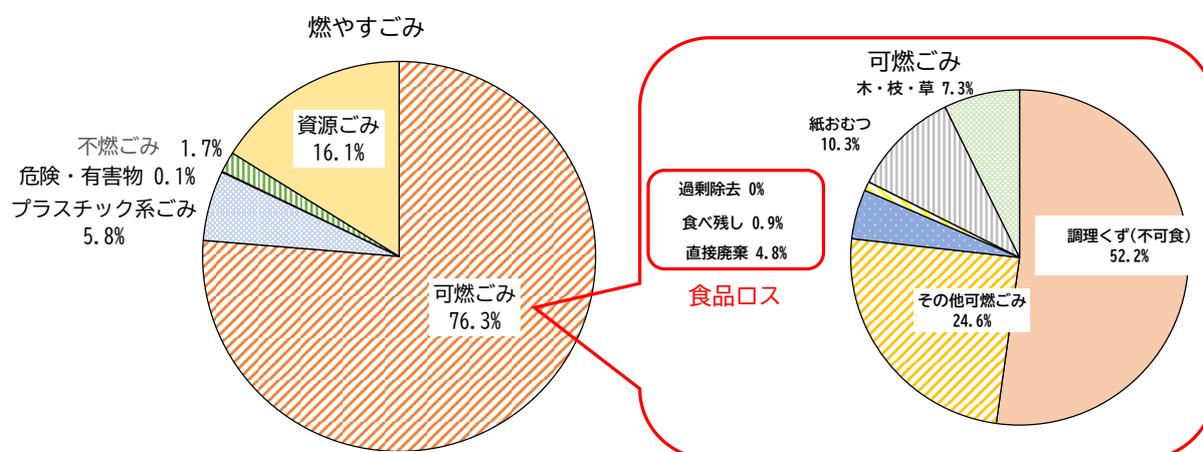


図5-2-1 家庭系可燃ごみ中の食品ロスの割合（柏市（沼南地域））

### (2) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市においては、燃やすごみに含まれる家庭系可燃ごみのうち、過剰除去が0%、食べ残しが1.0%、直接廃棄が0.9%で、「食品ロス」合計で1.9%となっています。

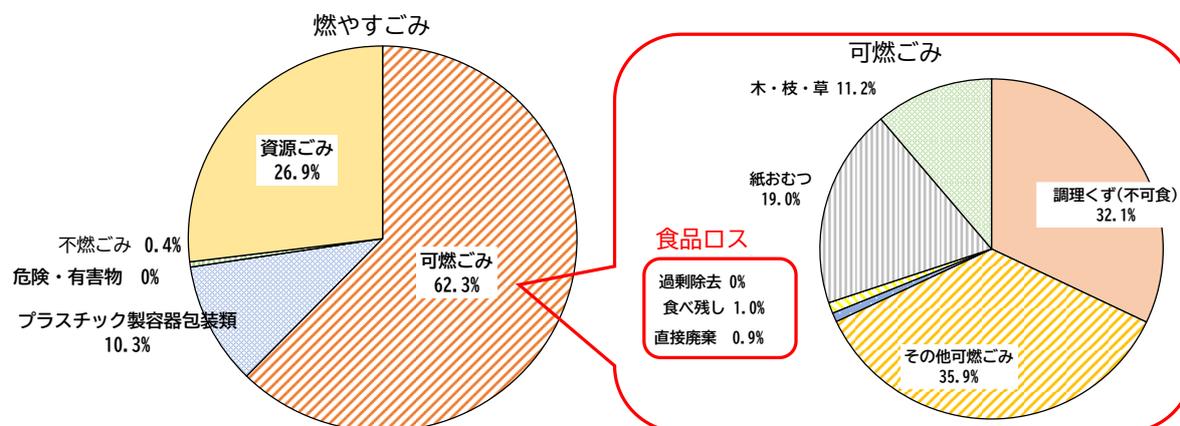


図5-2-2 家庭系可燃ごみ中の食品ロスの割合（鎌ヶ谷市）

(3) 組合

組合全体では、燃やすごみに含まれる家庭系可燃ごみのうち、過剰除去が0%、食べ残しが1.0%、直接廃棄が2.3%で、「食品ロス」合計で3.3%となっています。

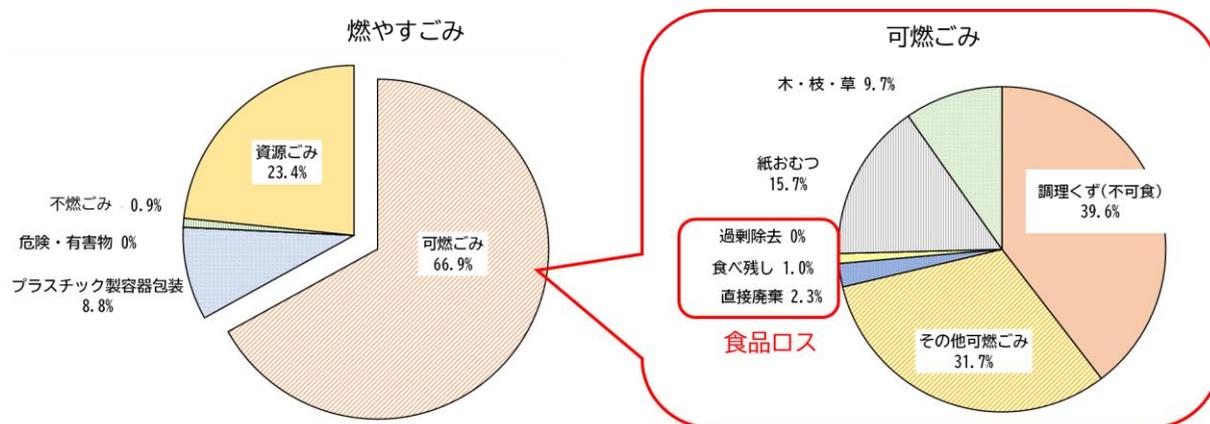


図5-2-3 家庭系可燃ごみ中の食品ロスの割合（組合）

(4) 燃やすごみ中の食品ロスの割合

燃やすごみ全体での食品ロスの割合は表5-2-1に示すとおりです。

組合全体では過剰除去が0%、食べ残しが0.7%、直接廃棄が1.6%となっており、燃やすごみのうち約28.8%が生ごみであり、そのうち2.3%が食品ロスとなっています。

参考として柏市一般廃棄物処理基本計画に示されている柏市（旧柏地域）の値と比較すると、食品ロスの割合は全体的に低い結果となっています。

表5-2-1 燃やすごみに含まれる食品ロスの割合

| 項目         | 柏市<br>(沼南地域) | 鎌ヶ谷市  | 組合    | 参考<br>柏市(旧柏地域)※ |
|------------|--------------|-------|-------|-----------------|
| 生ごみ        | 44.1%        | 21.2% | 28.8% | 31.7%           |
| 食品ロス       | 4.3%         | 1.2%  | 2.3%  | 10.7%           |
| 過剰除去       | 0.0%         | 0.0%  | 0.0%  | 1.6%            |
| 食べ残し       | 0.7%         | 0.7%  | 0.7%  | 4.5%            |
| 直接廃棄       | 3.6%         | 0.5%  | 1.6%  | 4.6%            |
| 調理くず       | 39.8%        | 20.0% | 26.5% | 21.1%           |
| その他(生ごみ以外) | 55.9%        | 78.8% | 71.2% | 68.3%           |

※柏市一般廃棄物処理基本計画 第5章 食品ロス削減計画より（令和3年度（2021年度）実績）

(5) 食品ロス量の集計

家庭系ごみ中及び事業系ごみ中の食品ロス発生量の推計は表5-2-2及び表5-2-3に示すとおりです。

(4)で示した燃やすごみの割合から算定した組合全体の家庭系ごみ中の食品ロス発生量は516t/年であり、全国推計値から推定した事業系ごみ中の食品ロス発生量は325t/年となり、全体で841t/年となっています。

表5-2-2 家庭系ごみ中の食品ロス発生量の推計（令和4年度（2022年度））

| 項目           | 単位  | 柏市<br>(沼南地域) | 鎌ヶ谷市   | 組合     |
|--------------|-----|--------------|--------|--------|
| 家庭系燃やすごみ量    | t/年 | 7,616        | 15,572 | 23,188 |
| 過剰除去量        | t/年 | 0            | 0      | 0      |
| 食べ残し量        | t/年 | 53           | 101    | 154    |
| 直接廃棄量        | t/年 | 278          | 84     | 362    |
| 家庭系食品ロス発生量 計 | t/年 | 331          | 185    | 516    |

※端数調整により合計が合わない場合があります。

表5-2-3 事業系ごみ中の食品ロス発生量の推計（令和4年度（2022年度））

| 項目                     | 国 (万 t) | 割合 (%) | 組合 (t/年) |
|------------------------|---------|--------|----------|
| 食品ロス発生量全体              | 523     | 100    |          |
| 家庭系食品ロス発生量             | 244     | 46.7   | 516      |
| 事業系食品ロス発生量             | 279     | 53.3   | 589      |
| ①食品製造業（産廃）             | 125     | 45     | 264      |
| ②食品卸売業（事業系一廃）          | 13      | 5      | 28       |
| ③食品小売業（事業系一廃）          | 62      | 22     | 128      |
| ④外食産業（事業系一廃）           | 80      | 29     | 169      |
| 組合の事業系食品ロス発生量 計（②+③+④） |         |        | 325      |

※ 端数調整により合計が合わない場合があります。

注1) 国及び割合は環境省報道発表資料（令和3年度）。

注2) 事業系食品ロス発生量は次の式により算出。

$$\text{家庭系食品ロス発生量} \times (\text{事業系食品ロス発生量の割合} \div \text{家庭系食品ロス発生量の割合})$$

注3) ①～④の割合は、事業系食品ロス発生量を100%とした場合の割合。

注4) 組合の事業系食品ロス発生量には、組合への搬入が無い食品製造業（産廃）は含まない。

### 第3節 食品ロスに関する課題

食品ロスに関する課題として、家庭から出る食品廃棄物は、燃やすごみとして処理されていますが、食品は多くの水分を含むため、焼却の際はたくさんのエネルギーを使い、排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）による地球温暖化を助長する要因となります。また、世界には、貧困により満足に食べ物を得られない人々が多くいる中で、本来食べられたであろう食品が捨てられており、食料資源が有効に活用されていないと言える問題があります。

このため、計画的に必要なもの・量だけを購入することや、賞味（消費）期限表示を正しく理解し、無駄なく使いきることなどの行動の促進と食品ロス削減の意識向上に向けた更なる情報発信が必要となっています。

事業系食品ロスとは、食品製造業・食品卸売業・食品小売業・外食産業の事業活動に伴って発生する食品ロスです。食品製造業・食品卸売業・食品小売業においては、「規格外品」「返品」「売れ残り」が食品ロスの発生要因として挙げられます。また、外食産業に関しては、「作りすぎ」「食べ残し」などです。食品産業全体では、飼料や肥料への再生利用が進んでいますが、食品廃棄物の発生量そのものを減量する努力が必要です。

第4節 食品ロス削減に関する施策

1. 食品ロス削減の目標

食品リサイクル法に基づく基本方針では、国は令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減させることを目標としています。

このことから、家庭系ごみ、事業系ごみとも、排出される食品ロスについて、令和4年度（2022年度）実績から約15%の削減を目指します。

2. 食品ロス削減に関する施策

食品ロス削減のための取り組みとして、前計画から継続して行うことに加え、新たな取り組みも追加することとし、以下のとおりとします。

| 施策                                        | 具体例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生ごみ処理容器等の補助事業の実施                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ処理容器等購入費補助金事業の継続。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 生ごみの水切りや生ごみ減量に関する事例調査及び効果の検証等、減量に向けた施策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や子供たちに水切り方法や効果等チラシを配布して啓発を実施。</li> <li>・広報、ホームページ、ごみ分別アプリなどで制度内容を周知。</li> <li>・生ごみ処理容器等購入補助制度等の活用状況や効果等を確認し、より生ごみの削減に向けた取り組みを検討・実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                            |
| 生ごみの排出抑制につながる効果的な情報発信・啓発・教育の実施・施策の検討      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみの排出抑制につながる効果的な施策の先進事例等について調査・実施の検討。</li> <li>・3キリ（使いきり、食べきり、水きり）運動、食品ロス等について、広報、パネル展、ホームページでの掲載。</li> <li>・住民や子供たちの社会科見学時やごみ分別講座、出前講座、説明会等で啓発を実施。</li> <li>・フードバンク活動の推進と理解を促進するため、関係者相互の連携のために必要な支援（食品を提供する住民、事業者、農家、フードバンク活動団体等との情報共有など）の検討・実施。</li> <li>・市内のフードボックスの設置場所増設など、住民が簡易にかつ安心して食品の提供と受け取りを行えるよう、フードドライブの推進と周知啓発。</li> </ul> |
| 組合に搬入された生ごみの資源化に関する検討                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化に関する先進事例等の調査、検討を実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| 施策                                                   | 具体例                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査研究、情報収集                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス発生量の推計や住民が食品ロス問題をどれだけ認知し、削減に向けた行動に取り組んでいるか等について把握できるよう、一般廃棄物組成分析調査を実施。</li> </ul>                                                    |
| 食品ロスの削減手法等の取り組みに関する情報の普及・啓発の実施                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、ホームページ等を通じ、てまえどりキャンペーン、飲食店で食べきれなかった料理を利用者自身の責任で持ち帰る「mottECO」、小盛サイズメニューの導入等、食品ロスの削減に関わる啓発や食品の使いきり、食べきりの促進等の啓発を実施。</li> </ul>           |
| 食品ロスの削減に関する取組を行う事業者の登録制度等、取組推進に向けた施策について検討・実施        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店・宿泊施設及び食品小売店を対象とした「食べ残しゼロ推進店」の登録や、店舗における取組内容等の情報発信を実施。</li> </ul>                                                                     |
| 事業所から発生する生ごみの減量化・適正処理に関する情報提供・啓発の実施                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・賞味期限や消費期限に近い食品を売り切るための取組（値引き、ポイント付与等）を促進するとともに、先進的な事例について事業者と情報共有。</li> <li>・事業者に対し、フードドライブやフードバンクの開催情報を提供し、フードドライブ活動の活性化を図る。</li> </ul> |
| 事業系食品廃棄物等の資源化として、給食残渣のたい肥化等による利活用の検討・実施              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食残渣からできたたい肥を使って、子供たちが学校花壇に花を咲かせる過程を支援。</li> </ul>                                                                                       |
| 民間事業者との連携による減量化として、飲食店から生じる食品ロス削減のため、民間事業者との連携を検討・実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者及び消費者に対し、未利用食品を有効活用するためのアプリ等を用いたフードシェアリング（飲食店、食品小売店等において、消費期限や賞味期限が迫った食品を売り切るためのサービス）の導入の検討・実施。</li> </ul>                            |
| 防災備蓄品の活用・配布                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者に対し、災害時の避難者用に備蓄している食料が期限切れとなる前に住民への配布や事業での活用を促進し、食品ロスが発生しないよう努める。</li> </ul>                                                          |